

官報

号外

令和元年十一月十二日

○第二百回 衆議院會議録 第七号

令和元年十一月十二日(火曜日)

議事日程 第六号

令和元年十一月十二日

午後一時開議

第一 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○本日の会議に付した案件

野田聖子君の故議員宮川典子君に対する追悼演説

日程第一 ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

議員宮川典子君は、去る九月十二日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

宮川典子君に対する弔詞は、議長において去る九月二十九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、議員正五位旭日中綬章 宮川典子君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員宮川典子君に対する追悼演説

○議長(大島理森君) この際、弔意を表するため、野田聖子君から発言を求められております。これを許します。野田聖子君。

(野田聖子君登壇)

○野田聖子君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員宮川典子先生は、去る九月十二日、逝去されました。

よわいまだ四十。政治家としてより一層の活躍が期待されていた中での余りにも早過ぎる訃報は今もって信じがたく、ましてや御遺族の御心痛はいかばかりか、お察しするに余りあり、お慰めの言葉もございません。

私は、ここに、皆様の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。

宮川典子さんは、昭和五十四年四月、宮川家の父節也様、母晴美様の長女として東京でお生まれになりました。しかし、お父様の、子供はどうしても山梨で育てたいとの強い希望で、御両親のふるさと山梨にお移りになりました。

典子さんは、わずか十歳のときに最愛のお父様を亡くされましたが、御親戚やまるで家族のような御近所の皆様、そしてたくさんの御友人に囲まれ、山紫水明の地で健やかな幼年期を過ごされました。幼稚園の授業参観で、私語をする大人たちにおしゃべりをする人は出ていくつくださいとびしやりと言ったように、幼いころから正義感が強く真面目だったと伺っています。また、小学生から打ち込んだ水泳では、全国ジュニアオリンピックに出場、日本ランキングで五位になるなど、国内でも有数のスイマーとして活躍されました。

山梨学院大学附属高等学校では、仲間と切磋琢磨し勉学に励まれるとともに、ロックバンドを組んで学園祭でライブをされるなど、充実した学生生活を送られました。

平成十年に高校を卒業されると、地元山梨を離れ、東京の慶応義塾大学に進学されます。おじい様やお母様など、お身内に教職についている方が多いという環境の中で、教育ほど重要な分野はないの思いから、典子さんは教育学を専攻されました。当時、教育制度や教育現場を変えたいと、文部科学省で教育改革に取り組むことを考えておられたと聞いております。

しかし、大学四年生のとき、恩師の、現場で味わう経験は何物にもかえがたいとの言葉に後押しされ、典子さんは教鞭をとることを決意し、母校である山梨学院大学附属中学・高等学校に奉職されました。

人に交るには信を以てす可し。己れ人を信じて

人も亦己れを信ず。

典子さんは、福沢諭吉の残したこの言葉を座右の銘とし、真つ向から生徒に向き合っておられました。

ある日、授業で教科書を出そうともしない野球部の生徒たちを注意したところ、野球部だから野球だけをしていればいいんだと、彼らが野球道具一式をどんと机の上に置いたことがありました。

典子さんは敢然と道具一式を窓から投げ捨てるという挙に出られたそうです。道具を投げられた生徒たちはもちろん、他の先生方も随分驚いたことでしょう。しかし、典子さんは、生徒たち自身が間違いに気づき、そしてみずから解決してくれるものと信じていたのです。

その対決の後、大の仲よしとなった元生徒たちから誘われ、国会議員になられてからも一緒にスタンドで高校野球の応援をしていたそうですね。その際、周囲の観客たちへ自慢の教え子だを紹介していることに、厳しくも深い愛情を持って子供たちに向かい合う心がけていた典子さんの姿勢がしのべれます。

五年間の教員生活で、典子さんは中学、高校の全学年で教鞭をとられ、教師として充実した日々を送られる一方、教育の現場を通じて、教育に今何が必要なのか、何に取り組むべきなのか、多くの課題を感じ取られました。

そして、子供たちが未来に希望を持てるように、努力が報われる社会にしたいとの志を強め、日本の社会全体を教育によつて改革する道を目指そうと、教師として何よりも愛する子供たちとの生活を離れ、政治の世界に踏み出す決意をされます。

平成二十二年に、「教育」で日本を建て直すとの思いを胸に、参議院議員通常選挙に立候補。大健闘するも惜敗。

平成二十四年、第四十六回衆議院議員総選挙において、地元山梨県第一区から立候補され、見事、初当選の榮譽に輝き、志を実現するための第

令和元年十一月十二日 衆議院会議録第七号

一步を踏み出され、以来、衆議院議員を連統三期務められました。

本院に議席を得てからは、主に、文部科学委員会、法務委員会の各常任委員会、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会、青少年問題に関する特別委員会、地方創生に関する特別委員会の理事や委員として御活躍されました。

また、安倍内閣では、平成二十九年八月に、当選二回にして、念願の文部科学大臣政務官に就任。引き続き、同年十一月に再任されました。

政務官の任期中に策定された第三期教育振興基本計画では、典子さんの信念である、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンス을最大化が、教育政策の重点事項として据えられました。また、御自身の教員経験を生かし、グローバル教員を育成するトビタテ！教員プロジェクトの立ち上げを主導されました。

空理空論を嫌った典子さんは、現場を経験している者として、政治、行政と現場のずれを発信し、現場が求めていることを実行したいという意気込みで、昨年十月までの一年二カ月間にわたり、文部科学行政の中で、現場経験に基づく視点に裏打ちされたすぐれた実行力を発揮されました。

退任に当たって、一つでも多くの仕事をやらうと取り組んだ、一日二十四時間では足りないと思ったこともあると述べられたのは、教育の現場と課題を知り尽くした典子さんだからこそその御発言でしょう。

一方、自由民主党におきましては、女性局長代理、環境部会長代理、青年局長などを歴任され、教育行政以外にも精力的に取り組んでこられました。

児童相談所や児童養護施設に積極的に足を運び、児童相談所全国共通ダイヤル「一八九(いちはやく)」の創設に尽力されました。また、いわゆるリベンジポルノ防止法の成立、女性アスリートが

故議員宮川典子君に対する追悼演説

抱えやすい疾患対策とその啓発活動にも取り組まれました。

その中でも、特に私が思い出すのは、最終的には昨年の通常国会で衆議院、参議院ともに全会一致で可決、成立した、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律への取組です。これは、国及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すものです。

超党派の議員連盟で、典子さんが事務局次長を、私が幹事長を務め、起案の段階から活動をともしにしております。議員連盟で検討を始めた平成二十七年当時は、与野党間の足並みがそろわず、なかなか議論が進みませんでした。自民党内でも慎重論が根強く、最初の部会では承が得られませんでした。しかし、あなたは諦めることなく、むしろ、それまで以上に熱く、そして粘り強く、百名を超える国会議員に法律の必要性を説いて回られるなど、八面六臂の活躍をされました。ようやく党内で了承されたあのとき、ひな壇に座っていた典子さんは、涙を流して喜んでいましたね。

この法律が成立した昨年五月、病床にあった典子さんからメールをもらいました。病院のベッドでこの日を迎えるとは思いませんでしたが、とにかく、成立してうれしい。また、あなたはそのメールの中で、困難もあったが、結果、私を育ててくれた法案であったとも振り返っていましたね。あの日、一緒に祝杯を上げることはできませんでしたが、いつも前向きなあなたとどんな形であれ喜びを分かち合うことができて、本当にうれしかったです。

典子さんは、議員になられてからの七年間、未来に希望を持てる社会を実現するため、走り抜いてこられました。

典子さんの政治家人生をかけた目標は、「教育」で日本を建て直すでありました。これは、単なる教育改革にとどまらず、日本の建て直しを目指す

大きなものでした。

まだまだ道半ばではありますが、いつの日かこの国の、国及び地方の議会のみならず社会において、女性も男性も、変わらざるに活躍できる日が来るとしたら、典子さん、あなたはそきつかけを生み出した功労者の一人であり、教師宮川典子が未来の日本政治に残した最大の功績となることでしょう。

それにしても、早過ぎます。まさかこんなに早くお別れすることになるとは考えもしませんでした。

昨年、典子さんの地元山梨を家族で訪れた際、典子さんのお母様も交え、両家族で食事をしましたね。初対面にもかかわらず、不思議とお母様とは何でも話すことができました。そして、典子さんから私の息子に贈っていたいただいた開運御守護印を息子は今でも大切にしています。家族ぐるみでつき合える友人ができて、私はとてもうれしかったです。

政策実現のために、粘り強く同僚議員に説得を重ねられていた典子さん。議員事務所で百三十人を超える学生をインターン生として指導した典子さん。忙しい中でも家族との時間を大切にしていた典子さん。そんな日々がもつと続かずしては、

お母様譲りの、どんなに忙しいときでも元気で明るい典子さんの笑顔を、もう見ることはできないのです。これからの難しい案件のときにはぜひ呼んでくださいと言ってくれていたあなたと、もつともつと一緒に仕事をしたかったです。

常に御自身の原点である教師として、教育の力を信じ、若者の可能性と未来を信じ、国家国民を信じ、果敢に問題解決に挑み続けた強くも優しい典子さんを失いましたことは、地元山梨のみならず、本院にとつても我が国にとつても、この上ない大きな損失であると言わなければなりません。ここに、謹んで宮川典子衆議院議員の御生前の御功績をたたえ、その人となりをしのび、心から

一案

御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 日程第一及び第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案、日程第二、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長(趣旨説明を許します。厚生労働委員長盛山正仁君。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(盛山正仁君登壇)

○盛山正仁君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案について申し上げます。本案は、ハンセン病元患者家族のこうむった精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必

要な事項等について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、本法律案に特に前文を設け、国の隔離政策により、ハンセン病患者のみならず、元患者家族等も、長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかったことについて、国会及び政府は、その悲惨な事実を深刻に受けとめ、深くおわびするとともに、偏見と差別を国民とともに根絶する決意を新たにすることを明記すること。さらに、前文では、国会及び政府が責任を持つてこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病患者家族のこうむった精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する旨を規定すること。

第二に、国は、ハンセン病患者家族に対し、補償金を支給することとし、補償金の額は、事実婚を含むハンセン病患者の配偶者、親、子等については百八十万円、兄弟姉妹や元患者と同居していた孫、おい、めい等については百三十万円とすること。

第三に、厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこととし、請求の期限は、この法律の施行の日から五年とすること。

第四に、国は、ハンセン病患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととすること。

等であります。

本案は、去る十一月八日の厚生労働委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

令和元年十一月十二日 衆議院会議録第七号

す。

本案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病患者であつた者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月八日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(大島理森君) 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

会社法の一部を改正する法律案(内閣提出及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣森まさこ君。

〔国務大臣森まさこ君登壇〕

○国務大臣(森まさこ君) 会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

まず、会社法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、株主に対して早期に株主総会資料を提出し、株主による議案等の検討期間を十分に確保するため、定款の定めに基づき、株式会社の取締役が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができるよう制度を創設することとしております。

第二に、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が同一の株主総会において提案することができるとする議案の数を制限するとともに、不当な目的等による議案の提案を制限する規定を新設することとしております。

第三に、取締役の報酬等を決定する手続等の透明性を向上させ、また、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適切かつ円滑に取締役等に付与することができるようになるため、上場会社等の取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととするともに、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしております。

第四に、役員等にインセンティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正化を確保するため、役員等がその職務の執行に関して責任追及を受けるなどして生じた費用等を株式会社が補償することを約する補償契約や、役員等のために締結される保険契約に関する規定を新設することとしております。

第五に、我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するため、上場会社等に社外取締役を置くことを義務付けることとしております。

第六に、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、会社から委託を受けた第三者

が、社債権者による社債の管理の補助を行う制度を創設することとしております。

第七に、企業買収に関する手続の合理化を図るため、株式会社が他の株式会社を子会社化するに当たつて、自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるよう制度を創設することとしております。

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九十の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、両法律案の趣旨でございます。(拍手)

会社法の一部を改正する法律案(内閣提出及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。落合貴之君。

〔落合貴之君登壇〕

○落合貴之君 立憲民主党の落合貴之でございます。

本日は、会派を代表し、質問をさせていただきます。(拍手)

今、会社法改正案の趣旨説明がございました。

会社法は、会社のガバナンスを適正なものにする上で重要な法律です。どんな組織にも適正なガバナンスが求められます。しかし、先週の国会では、内閣のトップ、総理大臣が、公的行事を私物化しているのではないかという問題が出てきました。

取り上げられた桜を見る会は、各界で功労、功績のあつた人々を慰労し、懇親することを目的

としたと説明されています。しかし、この法律案外一案は、会社法の一部を改正する法律案外一案についての森法

令和元年十一月十二日 衆議院會議録第七号

会社法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する落合貴之君の質疑

四

に、全額公費で、毎年四月に新宿御苑で開かれます。会費は無料、たる酒その他アルコール、オードブル、お菓子、お土産が振る舞われ、芸能人、著名人に会うこともできます。

長年行われてきた行事ですが、一万人前後だった参加者は、安倍内閣のもとでふえ続け、ことしは一万八千二百人。予算の三倍の支出もされております。

そして、調べによると、安倍総理の地元後援会の関係者が数百人規模で招待されているということ。また、首相動静によれば、この三年間、桜を見る会の前日、ホテルニューオータニなどで安倍晋三後援会・桜を見る会前夜祭に総理御夫妻も出席し、また、ある参加者によれば、ことしの前夜祭の参加者は八百五十人、翌朝、貸切りバス十七台で新宿御苑に移動。開門していない朝八時前に特別に入れてもらい、総理は後援会関係者たちと記念撮影をしたとのこと。

違法性も疑われない点は、一、その数百人の安倍後援会の方々がもし招待される理由が十分なのであれば、公職選挙法違反のおそれがあること。しかも、メロンによる買収疑惑で辞任した大臣もいらつしやいますが、メロンは自分のお金ですが、今回は公金です。

二、前夜祭も、有名なホテルにもかかわらず、参加費が五千円であったとの証言がありますし、山口県からのツアー全体も含め、差額を補填していたら、それも公選法違反のおそれとなること。

三、全国の功労、功績のある方をねぎらう会なのに、功労、功績のある方が総理の選挙区に密集しており、招待者の選定は、総理の事務所がリストを取りまとめたと思えないこと。これは、公金の目的外使用に当たるのではないのでしょうか。

前夜祭会場にも、送迎バスにも、安倍晋三後援会と表示があるにもかかわらず、収支報告書には不記載であること。これは、政治資金規正法に抵触するのではないのでしょうか。

疑惑を払拭するために、総理はしっかりと説明をするべきです。

まず、候補者選定の公平性が損なわれているのではないのでしょうか。園遊会の招待名簿は三十年間保存で限定されているのに、桜を見る会については即破棄されているのはなぜでしょうか。官房長官、お答えください。

また、数百人規模の後援会旅行に桜を見る会を利用することは、公費の私物化と言われても仕方ないと思いますが、いかがでしょうか。

また、数百人の安倍総理後援会の参加者がどのような功労や功績があったと把握されていますでしょうか。

さらに、選挙区の支援者を大勢招待し、無料で飲み食いさせることは、公職選挙法違反ではないでしょうか。一般的な見解で結構ですので、お答えください。

では、法案の中身につきまして、具体的に質問させていただきます。

まず、そもそも、会社とは何のためにあるのでしょうか。

私は、就職した際、会社のステークホルダーとは、お客様と株主と従業員であると教えられました。伝統的な日本の企業ではこのようなことを新入社員に教えてきました。会社は、誰か一部の人のためのものではなく、公の器、公器である。会社が公器でなければ、社会は成り立たない。これが、日本人の共通の認識でありました。

世界を見ると、特に八〇年代以降、金融資本主義が勃興し、それに合わせたコーポレートガバナンス改革が行われ、我が国も特に一九九〇年代以降、その影響はじわじわと押し寄せてまいりました。

私の手元に、財務省の法人企業統計からとった数字があります。一九九七年を基準とすると、二〇一八年の時点で、企業の売上高、従業員給与、設備投資は、一倍前後で、残念ながら低迷をしています。しかし、一方で、配当金だけは六・二倍

にも膨れ上がっています。

この二十年間で、世界の経済、日本の経済は変質をしてしまいました。社会の公器であった会社は、バランスが崩れ、どんどん投資家、投機家のものになってしまっています。世界の富は、特にこの十年で極端に一部の人間に偏重し、その偏在ぶりは誰もが認識するようになりました。アメリカでも、ウォールストリートへの不信が巻き起こり、トランプ現象のきっかけとなりました。そして、イギリスでもブレグジット論争が、フランスでも黄色いベスト運動が、金融資本主義、従来型のグローバルリズムは、今、岐路を迎えています。

世界各国が次のあり方を模索している中、我が国は、何年おくれて、この時代に合わなくなってきた制度を取り入れようとしているのでしょうか。政権は、時代認識を間違えています。

まず、社外取締役についてです。

この法案で、社外取締役の義務化が規定されています。この数年で社外取締役の導入比率は急上昇し、既に一部上場企業においては九九・九％が社外取締役を置いています。その社外取締役設置を法律で義務づける必要はあるのでしょうか。

そもそも、九九・九％の企業が社外取締役を置いた結果、コーポレートガバナンスは適正になったのでしょうか。

不正会計で揺れた東芝は、社外取締役を複数置き、コーポレートガバナンスの優等生と評価されていた企業でした。関西電力は、社外取締役だけでなく、監査役会も設置していても、今回の問題が起きています。

取締役会長が、日本郵政の社外取締役を務めています。日本の市場開放を第一線で求めてきた責任者が、公の役割を果たしている日本郵政の社外取締役に就いている。これは何のためのコーポレートガバナンス改革なのでしょうか。日本を売り渡す政策もいかげんにしてもらいたい。改革は、真に国民のためにやるべきです。

社外取締役が、投資家、投機家の立場に立ち過ぎ、会社の健全な成長を阻害しているという指摘は海外でも散見され、懸念が生まれています。義務化の前に、社外取締役制度自体を検証するべきときが今やってきているのではないのでしょうか。

欧米でも、ベンチャー企業が活躍しにくい環境になってきたと言われています。ベンチャーに中長期的な観点から投資をするよりも、既に成功していて成長が見えてくる企業を買った方が短期で成果が出ていい。安易なM&Aが中長期的な投資を阻害し、イノベーションや適正な競争を阻害しているという議論も起っています。実際に、GAFと呼ばれるデジタル企業がライバルになり得る会社を次々と買収していることへの議論も始まっています。

その中で、今回の改正では、M&Aにおける株式交付制度を導入し、株主価値の大きい企業がM&Aをやりやすくする法改正が行われます。経済の中長期的な成長を担う産業がなかなか生まれなことが我が国の問題となっている中で、この株式交付制度の創設は果たして適正なんでしょうか。

株主提案権の行使を制限するための措置も提起されています。

株主総会にて、理解に苦しむ提案が多数出される事例が見られることは確かです。しかし、株主提案を受ける上場会社は年間数十社にすぎません。一部の事例であるにもかかわらず、今回、不当な目的等による株主提案を拒絶することができると、経営者を困惑させるといふ文言が入るなど、基準が極めて曖昧です。経営者の都合や現

状態維持を望む大株主の都合がこれでは通ってしまふ。これは、コーポレートガバナンス弱体化政策ではないでしょうか。

提案数の制限ならわかります。しかし、提案の中身を提案される側が判断し、その提案を拒否することができるようになることが、真つ当な改革なんではないでしょうか。

また、今回の法改正で、会社の役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、株式会社が費用や賠償金を補償する規定を置くことができるようになります。これでは、何のために役員がいるのかかわらなくなります。責任があるから高いお給料をもらうのではないですか。この改正は、経営陣のモラルや責任感の低下を誘引するのではないのでしょうか。

また、今回の改正で議題になつていない部分も、手当てが必要ない問題があります。

近年、自社株買いの急増が海外でも問題になり、我が国でもふえ始めています。会社の内部留保を自社の株を買うことにつぎ込む、それにより株価は上がる。配当金とは別の形で既存株主への還元策です。

これは、自社の株を持つている役員にもノースクでリターンが多にある。従業員の働いた成果である利益をこのような株主還元に使つてしまふことにブレキがかからない。この問題に手当てをしなくていいのでしょうか。

また、今の会社法は、株主や役員の利益を向上させるインセンティブは担保されていますが、従業員のお給料を上げるインセンティブがないという問題点もあります。海外ではこの議論が始まっています。この大きな問題に政府は対処しなくていいのでしょうか。これこそ喫緊の課題なのではないのでしょうか。

このように、投資家、投機家の力の拡大に偏り過ぎていて一昔前の改革案ばかり。そして、今の重要な問題についてはしっかり議論を進めていない

令和元年十一月十二日 衆議院会議録第七号

会社法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する落合貴之君の質疑

五

今の政府の現状。これでは、この国はよくありません。このままでもいいのでしょうか。このままでは、日本の富はどんどん海外に流出するのではないのでしょうか。これにしっかりと手当てを当てるべきです。

二〇二四年に紙幣が刷新されることになりました。最も高額である一万円札の図柄は、渋沢栄一となります。日本資本主義の父であり、日本の多くの企業の設立と育成にかかわりました。経済活動とともに、道徳や社会のあるべき姿を考え、行動することを大切にきたその洪沢の精神、この精神が我が国の経済基盤をつくつたことを我々は今忘れてはなりません。

世界の今の金融資本主義の潮流を日本が率先して変えていく、世界の正しいあり方に日本が率先して答えを出していく、この必要性を強調し、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 落合貴之議員にお答え申し上げます。

まず、社外取締役の設置を法律で義務づける必要性についてお尋ねがありました。

上場会社等については、株主による経営の監督が期待しがたく、業務執行者から独立して経営を監督する社外取締役が果たすべき役割が大きいものと考えられます。

また、上場会社については、資本市場の信頼性を高める観点から、社外取締役による監督が法律により保証されているとメッセージを発信することも大きな意義があるものと考えております。

そこで、上場会社等については、社外取締役の設置を法律で義務づけることとしております。

次に、不当な目的等による株主提案権の制限についてお尋ねがありました。

御指摘の専ら人を困惑させる目的という要件は、裁判例等を踏まえ、現在でも株主提案権の行使が権利の濫用に該当する典型的な場合を明文化したものであり、新たに株主提案権の行使を制限するものではありません。

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置は、株主総会において審議の時間等が濫用的な提案に割かれることを防ぎ、充実した審議の実現に資するものであり、株主にとつても意義のあるものと考えております。

次に、補償契約に関する規定を新設することについてお尋ねがありました。

会社補償には、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が萎縮することがないように、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義があります。

他方で、会社補償が認められる範囲によつては、役員等の職務の執行の適正性が損なわれるおそれがあります。

そのため、本改正法案については、御指摘のような懸念が生じないよう、会社補償をすることができると同時に、合理的な範囲に限定することとすることで、会社補償をするために必要な手続を明確にするなどの手当てを講じております。

次に、株式会社が上がった利益の分配のあり方についてお尋ねがありました。

株式会社は、対外的な経済活動によつて利益を得、その利益を構成員である株主に分配することを目指すものと理解されております。他方で、株式会社役員には、会社を持続的に成長させ、中長期的にその企業価値を向上させることも期待されております。会社が持続的に成長し、中長期的に企業価値が向上することになれば、それに伴い、給料の増加など、従業員の待遇が向上することにつながるものと考えております。

また、剰余金の配当や自己株式の取得等、会社が上げた利益をどのように分配するかについては

は、基本的には、会社法に定める規律の範囲内で、それぞれの会社において、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するように、事業環境や事業計画等を踏まえて判断されるべきものであると考えております。

最後に、従業員の給料を上げるインセンティブについてお尋ねがありました。

今国会に提出した本改正法案は、コーポレートガバナンスの向上を図るために基盤を整備するものとして意義があると考えております。

従業員の待遇の向上等に資する施策については、各方面における議論の状況を注視しつつ、関係団体や関係省庁と連携しながら、今後にも必要な検討をしてまいりたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 落合議員からの御質問にお答えします。

経済の中長期的な成長を担う産業の創出と株式交付制度の関係についてお尋ねがありました。

第四次産業革命による急速な変化が進む中、MアンドAにより新たな経営資源を機動的に取り込むことは、企業の成長にとって有効な手段です。今般の会社法改正案に盛り込まれた株式交付制度は、現在の資産や利益額が小さくとも将来性が評価されるベンチャー企業に、手元資金が少なくとも、MアンドAを通じて成長する機会を提供するものと考えております。

このように、本制度は我が国経済の中長期的な成長に資するものであると考えます。(拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 梶を見る会について、三点の質問がありました。

一点目は、選定及び招待者名簿についてであり、梶を見る会については、「梶を見る会」開催要領に基づき、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待をしており、招待者については、内閣官房及び内

令和元年十一月十二日 衆議院会議録第七号

会社法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する藤野保史君の質疑

閣府において最終的に取りまとめているものと承知しております。

行政文書の保存期間については、法令の制定等、全行政機関で共通した保存期間を設定すべきもの以外は、公文書管理法等に基づき各行政機関が定めることとされており、桜を見る会の招待者名簿については、会の終了をもって使用目的を終えることに加え、これを全て保存すれば個人情報を含む膨大な量の文書を適切に管理する必要が生じることもあり、内閣府においては、従前から、保存期間一年未満文書として、終了後遅滞なく廃棄する取扱いと承知をしています。

また、予算の使い方についてお尋ねがありました。

桜を見る会は、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方などを幅広く招待をし、日ごろの御労苦を慰労するとともに、親しく懇談される内閣の公的行事として開催をしているものであります。

三点目として、基準についてお尋ねがありました。先ほども御答弁したとおり、桜を見る会については、桜を見る会開催要領に基づき、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待しており、招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめているものと承知をしています。

(拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 落合議員から、私には公職選挙法についてお尋ねがございました。一般論として申し上げますと、公職選挙法では、寄附を行う主体別に異なる禁止規定が置かれています。国又は地方公共団体は寄附禁止の主体には含まれないものと解されておりあります。

(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、会社法の一部を改正する法律案について質問します。(拍手)

まず冒頭、安倍総理のもとで、総理主催の桜を見る会の支出は予算の三倍に膨れ上がりました。この会には総理の地元から後援会員約八百五十人が参加しており、後援会旅行の目玉行事と位置づけられています。税金を使った公的行事をみずから後援会のために私物化したという重大な疑惑であり、総理の責任が問われています。野党結束して、徹底的に真相を究明するものです。

次に、経産大臣に質問します。

関電原発マネー還流問題は、決して一企業の金銭不祥事ではありません。原発に反対する声を抑え込むために巨額の資金が必要とされ、原発の立地、増設、原発事故、プルサーマル、再稼働など節目ごとに癒着の構造がつくられてきたのです。大臣には、この問題が国策として進められてきた原発政策の根幹にかかわるものだという認識があらわれますか。

私は、予算委員会でも、高浜原発が立地する高浜町に経産省から二〇〇八年以降今日まで四人の出向者が送られ、プルサーマル発電を主導する副町長や政策推進室長などについてきたことを明らかにしました。経産省が人も知恵も出し、高浜町と一体でプルサーマルを推進してきたことは重大です。

しかし、これら出向者と元助役がどのような関係だったのか、全く明らかにできていません。関電の第三者委員会任せでなく、政府として真相を明らかにする責任があるのではありませんか。明確な答弁を求めます。

次に、法務大臣に質問します。本法案は、経営者を優遇するさまざまな制度を導入しようとしています。例えば、ストックオプションなど業績連動型報酬

の要件緩和です。しかし、業績連動型報酬は経営者のモラルハザードを引き起こしてきました。見た目の業績を上げるために、大規模なリストラが強行され、働く人が犠牲になっていきます。

二〇一九年、一億円以上の報酬を得た役員五百六十七人が手にした報酬は千七百七十七億円に達し、過去最高となりました。経営者と労働者の賃金格差は年々拡大しています。今必要なことは、これ以上経営者の報酬を引き上げることではなく、従業員との給与を引き上げることではありませんか。

本法案は、経営者が経営に失敗して会社に多額の損害を与えた場合、本来経営者が負担すべき訴訟費用や賠償金を会社に負担させる、会社補償制度を新設しようとしています。一体どういう事態を想定しているのですか。関西電力の役員が訴訟を提起された場合、その訴訟費用や賠償金まで会社に負担させるというのでしょうか。

他方、本法案は、株主が提出できる提案の数を制限しようとしています。

本法案を審議した法制審議会の目的の一つは、企業と株主の対話の促進です。株主提案を制限することが、なぜ対話の促進になるのですか。

法務省は、提案権が濫用される事案があるなどと言いますが、ごくごくまれな例であり、立法事実と言えないような実態はありません。強引な論理で株主提案権を制限する真の狙いは、経営者にとって都合的な役員報酬の個別開示や原発ゼロなどの提案を株主総会から排除しよう、そういう点にあるのではありませんか。

最後に、安倍政権は、この間、企業が世界で一番活動しやすい国を目指してきました。今国会の所信表明演説でも、安倍総理は、「政権発足後、強力にコーポレートガバナンス改革を進めた」と述べています。しかし、この改革と軌を一にして、関電、東芝、日産など、日本を代表する企業で重大な不祥事が相次いでいます。政府が進めてきたコーポレートガバナンス改革

の結果、目先の利益が優先され、働く人を含めた企業全体の健全な発展が脅かされる事態が広がっているのではないかと、改革全体について真剣な検証が必要ではありませんか。

以上、明確な答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇)

○国務大臣(森まさこ君) 藤野保史議員にお答え申し上げます。

まず、従業員の給与の引上げの必要性についてお尋ねがありました。

本改正法案は、コーポレートガバナンスの向上を図るための基盤を整備するものとして意義があると考えております。

従業員の待遇の向上に資する施策に関しては、各方面における議論の状況を注視しつつ、関係団体や関係省庁と連携しながら、今後必要な検討をしてまいりたいと考えております。

次に、会社補償が利用されることが想定される事案についてお尋ねがありました。

まず、個別の事案に関する事柄についてはお答えを差し控えていただきます。

その上で、一般論として申し上げますと、役員等がその職務の執行に關して損害賠償請求を受け、これに対処するために弁護士費用を支出したような事案や、重大な過失や会社から求償される事情がないのに第三者に生じた損害を賠償する責任を負ったような事案において、会社補償の制度が利用されることを想定しております。

次に、株主提案権の制限についてお尋ねがありました。

株主提案権が濫用的に行使された場合でも、これを制限することができないことになり、株主総会における審議の時間等が濫用的な提案に割かれ、他の議案についての検討の時間や他の株主が質問する時間が奪われるなど、株主総会の意思決定機関としての機能が害されるおそれがあります。

このため、本改正法案では、株主提案権の濫用的な行使を制限することができるとしております。

これにより、濫用的でない他の議案についての検討の時間や他の株主が質問する時間を確保することができるとなるため、企業と株主の対話の促進に役立つものと考えております。

次に、株主提案権の濫用的な行使を制限する真の狙いについてお尋ねがありました。

近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されるなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が現に生じております。

このように株主提案権が濫用的に行使された場合でも、これを制限することができないことになりまると、先ほども申し上げたとおり、株主総会の意思決定機関としての機能が害されるおそれがあります。

そこで、本改正法案では、株主提案権の濫用的な行使を制限することとしたものであり、御指摘のような経営者にとつて不都合な提案を株主総会から排除しようとする不当な狙いはございません。

最後に、コーポレートガバナンス改革についてお尋ねがありました。

本改正法案は、株主総会の運営や取締役の職務の執行の一層の適正化等につながり、企業全体の健全な発展に資するものであると考えております。

もつとも、本改正法案の内容によつてコーポレートガバナンスの向上に向けた取組が終わるわけではございません。本改正法案の施行後においても、新たな制度が実質的に機能しているかどうかを検証することはもとより、コーポレートガバナンスの向上に向けてさらなる検討を続けていくことが必要であると考えております。(拍手)

(国務大臣 梶山弘志君登壇)
○国務大臣(梶山弘志君) 藤野議員からの御質問

にお答えします。
関西電力の事案と原子力政策との関係についてお尋ねがありました。

今回の事案は、電気の供給という公益事業を担う会社の役員が不透明な形で多額の金品を受領していたという関西電力の問題と認識をしております。

これにより国民からの不信を招いたことは、大変大きな問題と考えます。

今後、第三者委員会による徹底的な事実関係の調査と原因究明を行うことが重要であり、現時点で、御指摘のような認識は有しております。

高浜町への経産省出向者と元助役との関係についてお尋ねがありました。
高浜町への出向経験者四名に確認したところ、元助役とのやりとりをするような接点はなかったことを確認しております。

また、平成二十年、二〇〇八年であります、十月に経産省から出向者を派遣した時点で、既に福井県と高浜町はブルサマーの実施についての判断をしており、出向者の派遣が県、町のこうした判断に影響を与えたことはありません。(拍手)

○議長(大島理森君) 串田誠一君。
(串田誠一君登壇)

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。私は、党を代表して、会社法の一部を改正する法律案について、森法務大臣に質問をいたします。(拍手)

まず、株主総会資料の電子提供制度の創設について質問します。
現行法上は、インターネット等を用いて株主総会資料を株主に提供するためには個別の承諾が必要とされており、株主の多い上場会社等は大変困難です。個別の承諾を省略する改正は時代の要請に合ったものと考えます。

一方、株主総会資料は投資の判断材料にもなることから、一般の閲覧も可能にした方がよいので

はないかとも考えられます。むしろ、アドレス等を書面で通知するという手間を除き、会社のホームページから閲覧できるように改正も考えられたのではないかと思います。そうしなかつた理由を大臣に求めます。

次に、株主提案の濫用的な行使の制限について質問します。

株主が提案できる議案の数の上限を十までにした上で、さらに、不当な目的等による株主提案を拒絶することができると規定を新たに設けることになりました。

不当な目的等による拒絶の規定だけで対応できるのではないかと思います。十という数による制限をあわせて行った理由を大臣に求めます。

また、不当な目的として拒絶できるという判断はどの機関が行うのでしょうか。その判断に対する客観的な検証手続が用意されなければ、取締役にくあいの悪い提案を拒絶されるのではないかと懸念があります。大臣の説明を求めます。

次に、取締役の報酬について質問します。
取締役の職務に対するインセンティブや透明性から、総額ではなく個人別の報酬の決定方針を定めることは賛成です。

そうであるなら、支給総額という意味合いからしても、この報酬には退職金も含まれるべきではないかと考えますが、これに対する大臣の説明を求めます。

次に、取締役の第三者に対する損害賠償責任を問われた場合の会社補償に関して質問します。
現行会社法は、取締役が第三者に対し責任を負う場合は悪意又は重大な過失があるときとされております。このような場合にまで会社が保険料などを負担する必要があるのでしょうか。大臣の説明を求めます。

次に、社外取締役に関して質問します。
コーポレートガバナンスの観点から社外取締役を義務づけることは世界的にも常識化しつつあることから肯定すべきですが、日本は株式の持ち合

いが多く認められることから、社外取締役といつても公平に職務執行ができるのか懸念が生じます。どうやって会社に対して毅然とした態度で臨む社外取締役を得ることができるのか、大臣の説明を求めます。

また、今般の改正により、社外取締役に一部業務を委託することができるとされておりますが、業務委託を認めながら社外と言えるのか、公平性を両立することが果たしてできるのか、大臣の説明を求めます。

日本維新の会は、我が国の経済成長の主要な担い手である上場企業等のガバナンス強化につぎまして、社会の変化に即応し、現実的かつ合理的に実現させていくことを主張し、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣 森まさこ君登壇)
○国務大臣(森まさこ君) 串田誠一議員にお答え申し上げます。

まず、株主総会資料の電子提供制度についてお尋ねがありました。
株主総会資料の電子提供制度においては、会社のホームページに掲載した株主総会資料を株主以外の者も閲覧可能な状態とすることもできるものとしております。

なお、現在も上場会社の株主総会資料は、証券取引所のウェブサイトに掲載され、株主以外の者にも閲覧可能な状態とされているほか、任意に自社のホームページに株主総会資料を掲載する取組もされていると認識しております。

他方で、株主総会資料がウェブサイトに掲載された事実が個々の株主が気づかない場合等もあり得ることから、株主に対してウェブサイトのアドレス等を書面で通知しなければならないものとしております。

次に、株主が提案することができるとする議案の数の制限を設ける理由についてお尋ねがありました。一般に、株主が同一の株主総会に十を超える議案を提案する必要がある場合は、通常は想定しが

令和元年十一月十二日 衆議院會議録第七号

たいものと考えられます。

また、仮に、不当な目的等による提案でなくとも、一人の株主により膨大な数の議案が提案されると、株主総会における審議の時間等がそのような提案に割かれ、他の議案についての検討の時間や他の株主が質問する時間が奪われるなど、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、膨大な数の議案を検討する株式会社への負担が増大するなどの弊害が生じ得ます。

そこで、十を超えて提案された議案については、株主総会において拒絶することができるとしてあります。

次に、不当な目的等による株主提案であることを判断するための手続についてお尋ねがありまして、

株主が提案した議案が不当な目的等によるものとして拒絶事由に該当するかどうかについては、第一次的には株式会社が判断することとなります。

もっとも、株主は株式会社の判断に不服がある場合には裁判所に仮処分申立て等を行うことができるため、株主が提案した議案が拒絶事由に該当するかどうかについては、最終的には裁判所が判断することになります。

次に、取締役の個人別の報酬等の決定方針についてお尋ねがありました。

取締役が退任する際に在職中の職務執行の対価として金銭等が支給される場合には、それが退職慰労金等の名目であっても、御指摘の報酬等に該当すると考えられます。

次に、取締役の責任を填補する保険の保険料を会社が負担することなどについてお尋ねがありました。

会社役員賠償責任保険には、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行が萎縮することを防ぐという意義が認められ、会社がこのような保険に加入した場合には、個別の事案において取締役が責任を負うか否かにかかわら

ず、保険料を負担することになります。

もつとも、一般的な会社役員賠償責任保険においては、少なくとも取締役が悪意の場合等については、通常保険金が支払われないことにされているものと認識しております。

なお、会社補償については、役員等が悪意又は重大な過失の場合には賠償金等を補償することはできないこととされております。

次に、適格性を備えた社外取締役の候補者の確保についてお尋ねがありました。

社外取締役による監督の実効性を高めるためには、期待される役割を適切に遂行することができると見識等を備えた者を社外取締役に選任することなどが重要であると考えております。

そのような社外取締役候補者については、関係団体において人材プールの充実等の取組が進められており、法務省としても、関係省庁と連携して必要な協力をしていきたいと考えております。

最後に、業務執行の社外取締役への委託についてお尋ねがありました。

業務執行の社外取締役への委託は、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき等に限り認められます。

また、委託は、個別の事案ごとにその都度取締役会の決議によつてする必要があり、一般的に業務を執行することを委託することはできません。

さらに、社外取締役は、委託された業務であっても、その業務を業務執行取締役の指揮命令によつて行うことはできないこととしております。

このように、業務執行の社外取締役への委託が認められる場合等を限定することにより、御指摘のような懸念が生じないようにしております。

(拍手)
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十分散会

出席國務大臣

総務大臣 高市 早苗君
法務大臣 森 まさこ君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
経済産業大臣 梶山 弘志君
国務大臣 菅 義偉君
出席副大臣
法務副大臣 義家 弘介君

○議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る八日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 金子 恵美君(理事生方幸夫君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 関 健一郎君(理事小宮山泰子君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 勝俣 孝明君(理事武村展英君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 高橋ひなこ君(理事堀内詔子君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 福山 守君(理事金子万寿夫君去る八日理事辞任につきその補欠)

理事 江田 康幸君(理事古屋範子君去る八日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 松田 功君 補欠 初鹿 明博君
初鹿 明博君 松田 功君

外務委員

辞任 小野寺五典君 補欠 古賀 篤君

鈴木 貴子君 和田 義明君

中谷 真一君 池田 道孝君

阿久津幸彦君 岡本あき子君

小野寺五典君 篠原 孝君

池田 道孝君 篠原 孝君

和田 義明君 百武 公親君

古賀 篤君 小野寺五典君

笹川 博義君 中谷 真一君

百武 公親君 鈴木 貴子君

岡本あき子君 阿久津幸彦君

篠原 孝君 小野寺五典君

笹川 博義君 池田 道孝君

和田 義明君 百武 公親君

古賀 篤君 小野寺五典君

鈴木 貴子君 阿久津幸彦君

篠原 孝君 小野寺五典君

池田 道孝君 篠原 孝君

和田 義明君 百武 公親君

古賀 篤君 小野寺五典君

鈴木 貴子君 阿久津幸彦君

篠原 孝君 小野寺五典君

令和元年十月二十九日提出
質問 第五八号

再生土に関する質問主意書

提出者 中島 克仁

再生土に関する質問主意書

近年、一部の地方公共団体において、いわゆる「再生土条例」と称される条例が制定されている。再生土又は改良土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物である汚泥などを中間処理し、有用な資材として再生したもの。以下「再生土」という。）は、土地の造成などの際に土地の埋立て、盛土等に利用されている。

しかし、こうした埋立て等を使用した再生土が崩落し、飛散し、又は流出したり、土壌や地下水等を汚染することにより生活環境の保全上の支障が生ずるような事例も発生している。

そこでいくつかの地方公共団体では、再生土による埋立ての適正化を図るため、いわゆる再生土条例を制定し、運用していることを理解している。

他方、再生土は環境面での基準を満たしたものであれば、産業廃棄物を有効利用したリサイクル製品と言える面もある。

そこで以下質問する。

一 一部の地方公共団体が制定した再生土条例については、再生土による埋立て等を全面禁止するものもあれば、埋立て等の許可制、あるいは届出制にするなど様々な形態があり、さらに対象を再生土に限定する条例もあれば建設発生土などと併せて対象とする条例もある。

これらを踏まえ、地方公共団体における再生土条例の制定の現状を明らかにするために、政府として把握している再生土条例の種類及びこれらの条例の制定を行った地方公共団体数について示されたい。

二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）では、国などが物品調

達の際に、なるべく環境面で優れた製品を調達することを求めている。本年二月に閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、公共工事の盛土材等においては、一定の基準を満たしている再生土（同基本方針での表現は「建設汚泥から再生した処理土」）を利用することが推奨されている。

こうしたことから、政府においては一定の基準を満たしている再生土の利用は、リサイクル推進の上でも望ましいと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、公共工事での利用を推奨する物品に建設発生土（いわゆる残土は含まれていないが、その理由は何か）。

四 産業廃棄物の種類別排出量において、汚泥の排出量は最も多く、再生利用率も低い現状にある。汚泥の再生利用を一層促進すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 再生土によって問題が発生し、これを直接規制する法律もないことから、各地方公共団体は独自に条例によって適正化を図ろうとしたものと理解している。その際の方法として「産業廃棄物由来の再生土はその成分にかかわらず一律に規制する」という手法や、「独自の基準を満たさない再生土は規制する」という手法など、様々な方法が考えられる。再生土に関する条例制定の動きが広がる中で、政府はどのような方法により再生土の利用の適正化を図ることが望ましいと考えているのか。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第五八号
令和元年十一月八日
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員中島克仁君提出再生土に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中島克仁君提出再生土に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「再生土条例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「再生土」の取扱いについて定めた条例の種類及び当該条例の制定を行った地方公共団体数については、政府として把握していない。

二 について

御指摘の「建設汚泥から再生した処理土」については、「リサイクル推進の上」でも利用が望ましいと考えていることから、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成三十一年二月八日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）の一つとして定めているところである。

三 について

特定調達品目については、環境省において開催する特定調達品目検討会における学識経験者等の意見を踏まえ、地域及び時期によらず円滑な調達が可能である物品等から選定しているところ、御指摘の「建設発生土」は、近隣かつ同時に工事が実施されていない場合には調達が困難であることから、特定調達品目として基本方針に定めていないところである。

四及び五について

お尋ねの「汚泥の再生利用」の「促進」及び「再生土の利用の適正化」については、循環的な利用が可能なものについて、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第三項に規定する循環資源として、同法の趣旨を踏まえ、できる限り循環的な利用が行われるべきと

考えており、例えば、建設汚泥については、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成十七年七月二十五日付け環境産発第三〇五〇七二五〇〇二号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成十八年六月十二日付け国官技第四十六号・国官総第百二十八号・国営計第三十六号・国総事第十九号国土交通事務次官通知）を発出すること等により、再生利用の適正化を図っているところである。

令和元年十月二十九日提出
質問 第五九号
高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみなし適用に関する質問主意書
提出者 城井 崇

高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみなし適用に関する質問主意書

高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみなし適用に関する質問主意書

高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみなし適用に関する質問主意書

高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみなし適用に関する質問主意書

除・寡夫控除の適用を受けるものとして所得を計算すること、いわゆる寡婦控除・寡夫控除のみな適用が行われており、未婚のひとり親家庭についても、寡婦控除・寡夫控除が適用される場合と比較して支給額などが低くないよう措置が講じられている。

そこで、高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除、寡夫控除のみな適用に関して、以下質問する。

一 経済状況や生まれた環境に左右されず、希望する全ての子どもたちが学ぶ機会をつかめる日本にしたいとの観点から、高等教育無償化等に関して「大学等における修学の支援に関する法律」及び「独立行政法人日本学生支援機構法」においては、支給対象者の所得の計算にあたって、本来は寡婦控除・寡夫控除の適用がない未婚のひとり親家庭についても寡婦控除・寡夫控除の適用を受けるものとして所得を計算することができるようになること、いわゆる寡婦控除・寡夫控除のみな適用を行うことで、寡婦控除・寡夫控除が適用される場合と比較して、授業料減免額と給付型奨学金を合わせた支援額が低くなるのではないよう、政府において必要な措置を講ずるべきと考える。政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆質二〇〇第五九号

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみな適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和元年十一月十二日 衆議院会議録第七号

議長報告

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出高等教育の修学支援新制度における未婚のひとり親に対する寡婦控除・寡夫控除のみな適用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「未婚のひとり親家庭」に関しては、平成三十年十二月十四日に与党が取りまとめた「平成三十一年度税制改正大綱」において、「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成三十二年度税制改正において検討し、結論を得る。」とされている。このため、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第三条に規定する学資支給及び授業料等減免の対象となる者に關し、大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に關する政令（令和元年政令第五十号）第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項に規定する減免額算定基準額について、御指摘のように「未婚のひとり親家庭についても寡婦控除・寡夫控除の適用を受けるものとして算定するよう」にすることについては、当該検討の状況等を踏まえ、検討してまいりたい。

令和元年十月二十九日提出

質問 第六〇号

情報公開請求における不開示の条件に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

情報公開請求における不開示の条件に関する質問主意書

令和元年十月二十七日の朝日新聞の報道記事によると、朝日新聞社が昭和四十五年前後の日米安保協議を検証するため、当時の行政文書を平成二十九年に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（以下「情報公開法」という。）の規定に基づき開示請求を行ったところ、外務省がその一部を開示した。その中に昭和四十三年七月十五日付の「沖縄返還問題の進め方について」という外務省作成の行政文書が含まれていたが、「米国の信頼関係を損なうおそれ」などを理由に表題がある一枚目を除きほぼ墨塗りされて公開されたと報じている。

このような部分開示を不服として朝日新聞社が審査請求を行った結果、諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会は開示すべきと判断、答申を行い、外務省は本年八月に開示請求に係る行政文書を追加で開示した。

しかしながら、新たに開示された部分と同じ内容の行政文書を外務省が平成二十二年から既に公開していることが明らかになったとしている（現在も同省のホームページで公開）。これらの記事の内容を踏まえ、次の事項について伺いたい。

一 本件にて、開示請求された行政文書は外務省のホームページにおいて公開されているものと同様のものか。

二 朝日新聞社の開示請求において、当該行政文書を墨塗りで一部不開示にて開示したとの本件記事に書かれている内容は事実か。事実であれば、既にホームページ等により一般に提供されている情報について「不開示情報」としたこととなり、情報公開制度の趣旨に反することにならないか、本件についての政府の見解を伺いたい。

三 既に政府としてホームページ等により一般に提供されたものも、再度不開示の対象とすることができののか。

四 情報公開法の施行後、既に開示決定されている行政文書を、開示請求において不開示の対象としたことがあるか。本件以外の他の文書においてそのような取扱いとされた事案が存在する場合に、その具体例を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇〇第六〇号

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出情報公開請求における不開示の条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員丸山穂高君提出情報公開請求における不開示の条件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「行政文書」は、「外務省のホームページにおいて公開されているもの」と同一の内容を含むものである。

二について

お尋ねの「行政文書」については、外務省としては、慎重に検討した上で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「情報公開法」という。第六条第一項及び第九条第一項の規定に基づき部分開示の決定をし、その後、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二条の規定に基づき審査請求がされたことから、情報公開法第十九条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行い、同審査会からの答申を受け、当該審査請求が理由があるものと判断したことから、行政不服審査法第四十六条の規定に基づき当該決定を変更し、開示したものであり、「情報公開制度の趣旨に反する」との御指摘は当たらない。

三について

情報公開法第五条において、行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書について、同条各号に掲げる不開示情報がいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされているが、お尋ねの「政府としてホームページ等により一般に提供」されている行政文書に、同条各号に掲げる不開示情報が記録されていることは一般に想定されない。

四について

お尋ねについては、情報公開法に基づく開示請求の対象となつた行政文書の内容を確認する必要があり、調査に膨大な時間を要するため、お答えすることは困難である。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案
右の議案を提出する。
令和元年十一月八日

提出者

厚生労働委員長 盛山 正仁

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償金の支給(第三条 第十八条)

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会(第十九条―第二十三条)

第四章 名譽の回復等(第二十四条)

第五章 雑則(第二十五条―第二十九条)

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その

精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名譽の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持つてこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被つた精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名譽の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被つた精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下単に「補償金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名譽の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。
一 らい予防法の廃止に関する法律(平成八年

法律案

法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。)によりらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法以下この項において「旧らい予防法」という。)第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。)その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。)に入所していた者

二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者(前号に掲げる者を除く。)

三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令(大正十一年勅令第五百二十一号)第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法明治四十年法律第十一号)第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令(昭和十年制令第四号)第五条の朝鮮總督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。)に入所していた者(前二号に掲げる者を除く。)

四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者(前三号に掲げる者を除く。)

2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時(その発病の時に当該ハンセン病元患者が

本邦(昭和二十年八月十五日までの間にあつては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。)に住所を有しなかつた場合にあつては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至つた時)から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者(当該各号に該当する者であつた期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。)であつて、この法律の施行の日(第九条第二項において「施行日」という。)において生存しているものをいう。

一 ハンセン病元患者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。)

二 ハンセン病元患者の一親等の血族
三 ハンセン病元患者の一親等の血族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

四 ハンセン病元患者の二親等の血族(兄弟姉妹に限る。)

五 ハンセン病元患者の二親等の血族(兄弟姉妹を除く。)であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

六 ハンセン病元患者の二親等の血族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

七 ハンセン病元患者の三親等の血族であつて、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給
(補償金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

(補償金の額)

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病患者者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円

二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

(既に支給を受けた補償金との調整)

第五条 補償金は、ハンセン病患者者家族が既に補償金の支給(第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。)を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整)

第六条 補償金は、ハンセン病患者者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第三条の規定による補償金の支給(同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。)その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病患者者家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病患者者家族が既に当該補償金に係るハンセン病患者者とは異なるハンセン病患者者家族の家族(ハンセン病患者者家族に限る。)として国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求(以下この章において単に「請求」という。)は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病患者者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下この条及び第二十五条において「遺族」という。)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をししようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次

に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係るハンセン病患者者の氏名

三 請求に係るハンセン病患者者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日(これが明らかでないときはその旨とする。)

四 請求に係るハンセン病患者者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間

五 請求に係るハンセン病患者者との関係及び当該関係にあつた期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定(次項及び次条第六項において単に「認定」という。)を行うため必要があるときは、請求をした者(次条において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。)を含むことにより当該請求者がハンセン病患者者家族であること(同項各号のいずれに該当するかの別を含む。)を確認することができる場合を除き、当

該請求の内容をハンセン病患者者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病患者者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

2 ハンセン病患者者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病患者者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 ハンセン病患者者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

4 ハンセン病患者者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 ハンセン病患者者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事実の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつたハンセン病患者者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病患者者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対

す。相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会(以下この章において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名譽の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構(次条第一項及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。

一 項及び第二十八条において「機構」という。)に委託することができる。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務(以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。)に要する費用(補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。)に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

(交付金)

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場

合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第四条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条第二項中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

(ハンセン病元患者家族補償金認定審査会)

第十五条の二 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会については、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 号)(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の四の次に次の二条を加える。

(補償金の支払の業務)

第五条の五 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項及び第二項並びに第五条の三第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 号。次号及び次条

第一項において「ハンセン病元患者家族補償金支給法」という。)第三条の補償金の支払を行うこと。

二 国の委託を受けて、ハンセン病元患者家族補償金支給法第十条第一項の補償金の支払を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(ハンセン病患者家族補償金支払基金)

第五条の六 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるためにハンセン病患者家族補償金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、ハンセン病患者家族補償金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもってこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

理 由

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、ハンセン病患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に必要事項を定めるとともに、ハンセン病患者家族等の名誉の回復等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約四百億円の見込みである。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
令和元年十一月八日
提出者
厚生労働委員長 盛山 正仁

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律平成二十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「この法律」を「同法」に改め、第三項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

ハンセン病患者であつた者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

第一条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第三条第一項中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「その他」を「その他の」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「として」の下に「又はハンセン病患者であつた者等の家族に対して、ハンセン病患者であつた者等の家族であることを理由として」を加える。

第四条及び第五条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加える。

第六条の見出し中「ハンセン病患者であつた者等その他の」を削り、同条中「あつた者等」の下に「その家族」を加える。

第十一条の見出し及び同条第一項中「整備」の下に「及び充実」を加え、同条の次に次の一条を加える

る。

(国家公務員法の特例等)

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等(国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号、第四項において「給与法」という。)別表第八イ医療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)は、所外診療(病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設(これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。))において行う医療又は歯科医療(当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。)をいう。

以下この条において同じ。)を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。)において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所

医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第十七条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病患者であつた者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病患者であつた者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病患者であつた者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第十八条中「あつた者等」の下に「及びその家族」を加え、「一、死没者」を「ハンセン病患者であつた死没者」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

ハンセン病問題解決の一層の促進のため、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であつた者等のみならず、その家族も、偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病患者であつた者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一二二円